参考資料１－１

７月15日大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会３部会合同開催での次期計画策定に対する委員意見に対する回答≪計画への反映分≫

反映個所	委員	意見	反映内容
P46 第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 P61～63 第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （５）ひとり暮らし高齢者への支援	岡田委員	大きなテーマは「認知症」と「ひとり暮らし高齢者」であるが、特に身寄りのない高齢者支援においては、身元保証・死後事務・日常生活支援など介護保険外サービスの整備が課題である。 行政と民間の役割分担の方向性を早期に示す必要があり、計画に具体的に盛り込み、計画内に適切に位置付けてほしい。	今般改正された社会福祉法等の一部改正内容を踏まえ、相談支援体制の整備及び新たな第二種社会福祉事業に関する記載として、頼れる身寄りがいない高齢者を始めとした地域課題を解決するため、地域ケア会議等を活用しながら、切れ目のない支援が提供される地域づくりの推進について記載しました。 また、「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援体制（イメージ）」 掲載しました。
P61～63 第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （５）ひとり暮らし高齢者への支援）	沖田委員	身寄りのない方への支援に関連し、近年は高齢者より精神障害のある方の課題が具体的に顕在化している。キャッシュレスの進展により金銭管理が難しいケースが増えている。 成年後見制度見直し後、不足部分を日常生活自立支援事業で補う提案がある一方、民間の終身サポートサービスへの依存が見受けられる。 終身サポートサービスについて、内閣府ガイドラインをHP掲載する程度にとどまっているため、民間サービスの位置付けや既存サービスの扱いも含め検討してほしい。	委員ご指摘のとおり、頼れる身寄りがいない高齢者等への支援においては、終身サポートサービスを含む民間サービスの位置づけや、既存の公的支援との関係整理が重要な課題であると認識しています。 次期計画においては、高齢者の終身サポートサービスに関する本市の基本的な考え方を示すとともに、今後の終身サポート事業者に関する動向や支援のあり方について、関係部局と連携しながら検討していく方向性を記載します。
P61～63 第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （５）ひとり暮らし高齢者への支援	光山委員	2026年に社会福祉法が改正され、新たに事業創設が可能となったが、老健施設でも身寄りのない高齢者の看取りが急増しており、今後の対応が課題となっている。 大阪市として、当該社会福祉事業に対する支援や広報等、何らかの取組はあるのか教えてほしい。	社会福祉法等の改正の内容を追記しました。 また、新たな第二種社会福祉事業に関する取組について、本市としてどういった取組ができるのか、今後開催される「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援に関する事業の検討会議」や庁内連携のためのワーキング会議を通じて検討してまいります。
P61～63 第５章　高齢者施策の展開 １　地域包括ケアシステムの推進体制の充実 （５）ひとり暮らし高齢者への支援	沖田委員	認知症の有無に関わらず、入院時の保証人不在による治療や手術の遅れ、本人財産の活用が難しくなる等の問題も起こっている。 今後、大阪市は、社会福祉協議会実施の同事業費を今後どう活用し、制度見直しの受け皿として位置付けていくのか記載してほしい。	頼れる身寄りがいない高齢者等への支援と一体的に記載してまいります。 一方、今般改正された社会福祉法等の一部改正における新たな第二種社会福祉事業については、本市の取組をどのようにしていくのか検討段階であるため、今後の日常生活自立支援事業の関係について、国の動向を注視しながら検討をしてまいります。
P75～77 第５章　高齢者施策の展開 ３　介護予防・健康づくりの充実 （１）介護予防・重度化防止の推進	早瀬委員	「介護予防ポイント事業」について、社会参加推進の観点から制度継続の必要性は認めつつ、アンダーマイニング効果の観点から、ポイント付与がボランティアの増加につながるかは疑問であり限界もある。 受入施設や生活支援コーディネーターの情報提供力を高める研修、プログラム開発力向上等の取組の方が費用面でも効果的ではないかとして、「ポイント付与」に限らない支援策を次期計画に盛り込んでほしい。	「介護予防ポイント事業」について、「『ポイント付与』に限らない支援策を次期計画に盛り込むように」という意見も踏まえた記載に修正しました。